ひらつか

環境測定レポート

(令和4年度)

大気汚染

水質汚濁

騒音・振動

地盤沈下

土壌汚染

届出、立入検査

公害苦情



はじめに

平塚市の環境行政の推進において、関係各位に対し、多大なる御協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

この冊子は、令和4年度に本市が実施した環境測定の結果及び環境法令等に基づく業務の 実施状況等をまとめたものです。

環境問題に対する知識と理解を深め、具体的な行動への足がかりの一助となるよう、幅広く御活用いただければ幸いです。

令和5年(2023年)8月

平塚市

平塚市の位置と地勢

平塚市は、東京から南西方向に約 60km、神奈川県のほぼ中央南部、東京から東海道本線を西下し約1時間のところに位置している。東方は相模川を隔て茅ヶ崎市・寒川町に、北方は厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は中井町・二宮町・金目川を挟んで大磯町に隣接している。

市域は、相模平野の南部に位置し、約3.8kmの海岸線から西北に広がる扇形をなしている。地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっていて、背後には丹沢大山山麓を控え、西方には富士箱根連山を遠望する四季温暖な気候に恵まれている。

· 市域面積 67.88 km

• 距 離 東西 約 12. 45km 南北 約 10. 2km

周囲 54.15km



目 次

	大気汚染	
1	大気汚染の監視体制	1
2	測定結果	3
3	光化学スモッグ及び微小粒子状物質 (PM2.5)	11
4	環境基準	12
	水質汚濁	
1	水質汚濁の監視体制	15
2		16
3	環境基準	24
	騒音・振動	
	騒音・振動の監視体制	31
	測定結果	31
3	環境基準	37
	地盤沈下	
	地盤沈下の監視体制	39
2	測定結果	40
	土壤汚染	
1	土壌汚染対策の現状	41
	届出、立入検査、その他	
	公害関係法令の届出状況	43
	立入検査状況	52
3	その他	53
-		
	公害苦情	
1	苦情の概要	54

巻 末 資 料

【大気汚染】	
大気自動測定機による	
窒素酸化物濃度、微小粒子状物質濃度の測定結果	56
二酸化硫黄濃度、浮遊粒子状物質濃度の測定結果	57
一酸化炭素濃度、光化学オキシダント濃度、炭化水素濃度の測定結果	58
有害大気汚染物質等(ダイオキシン類を除く)の測定結果	59
ダイオキシン類(大気)の測定結果	60
【水質汚濁】	
神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定結果(河川)	61
神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定結果(海域)	65
神奈川県地下水質測定計画に基づく水質測定結果	
定点調査	68
メッシュ調査	69
継続監視調査	69
神奈川県地下水質測定計画に基づく水質測定地点図	70
河川水質測定結果	
相模川流入排水路(天神森、鹿見堂、馬入)	73
金目川本川(土屋橋歩道橋、吾妻橋、東雲橋、下花水橋)	74
金目川流入河川(座禅川寺分大橋、三笠川、河内川下河原橋)	77
鈴川本川(舟橋、平塚橋)	78
鈴川流入排水路(榎田排水路、金田排水路)	80
渋田川本川(土安橋)	81
渋田川流入河川(歌川、笠張川、新川新土井口橋)	82
不動川(中沢橋)	82
【騒音・振動】	
自動車騒音常時監視調査結果	83
自動車騒音・振動測定結果	85
新幹線鉄道騒音・振動測定結果	85
【地盤沈下】	
精密水準測量による年度別変動量(前回比)	86
精密水準測量過去10回の調査結果	87
【公害苦情】	
種類別用途地域別件数、種類別経年変化、用途地域別経年変化	88
種類別業種別件数	89
用途地域別業種別件数	90
【その他】	
用語解説	91
環境問題の動き	95

第1章 大気汚染

1 大気汚染の監視体制

本市では、大気汚染防止法第 22 条第 1 項^{※1} の規定に基づき、大気自動測定機による大気汚染の常時監視測定を行っています。測定項目は、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び炭化水素です。また、汚染の動向を調べるため、気象も観測しています。さらに、有害大気汚染物質調査やダイオキシン類調査を実施しています。

令和4年度の大気監視測定地点を表1-1及び図1-1に示します。

表 1 - 1 令和 4 年度 大気監視測定地点

	ערד דווינו י			エリレク							
					測	定内	容		•	,	
		大気自動測定機による常時監視					常時監	視	有	ダ	①大気自動測定機による常
		硫	室	_	光	浮	微	炭	害	1	時監視の測定局区分
		黄	素	酸	化	遊	小	化	大	オ	②有害大気汚染物質調査の
図	測定地点	酸	酸	化	学	粒	粒	水	気	キ	属性
記号	(所在地)	化物	化物	炭素	オキ	子状	子状	素	汚	シ	(区分:全国標準監視地点)
		199	1/0	术	シ	物	物		染	ン	
					ダ	質	質		物質	類	③ダイオキシン類調査の地
					ン				貝		域分類
	大野公民館				ト		_ * 3				
Α	(東真土 2-12-1)	\circ	\circ		0	\circ	0	\circ			①一般環境大気測定局
	神田小学校										①一般環境大気測定局
В	(田村 6-1-1)	\circ	0		\cup	0			0		②沿道
С	旭小学校	0	\bigcirc		\cap	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		①一般環境大気測定局
	(河内 307)		0		0		0	\cup			②一般環境
D	花水小学校	\circ	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc					①一般環境大気測定局
	(龍城ケ丘 5-62)										,30,10,0,0,0,0
Ε	松原歩道橋		\circ	\circ		\bigcirc					①自動車排出ガス測定局
	(天沼 2-5) 八幡小学校										
F	八幡小子校 (東八幡 3-8-1)								0		②固定発生源周辺
	金目小学校										
G	(南金目 907)									\circ	③一般環境

^{※1} 大気汚染防止法第 22 条第 1 項:都道府県知事^{※2} は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

^{※2} 本市は大気汚染防止法の政令市のため、県が行う常時監視を市が行っている。

^{※3} 令和4年9月1日から測定開始

図1-1 令和4年度 大気監視測定地点図







大気自動測定機による大気汚染の常時監視測定の様子(旭小学校測定局)

2 測定結果

(1) 大気自動測定機による常時監視

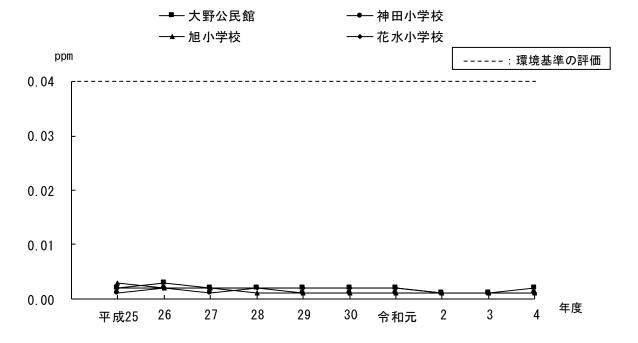
令和4年度の常時監視測定の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊 粒子状物質及び微小粒子状物質は、全測定局で環境基準を達成しています。光化学 オキシダントは、全測定局で環境基準を達成していません。

ア 硫黄酸化物 (SOx) [巻末資料 P57 参照]

大気中の硫黄酸化物は、主として重油などの燃料に含まれる硫黄分が、燃焼に伴い酸化されて生成するものです。環境基準は、二酸化硫黄について定められています。

二酸化硫黄の常時監視測定は、一般環境大気測定局4局で実施しています。令和4年度の測定結果は、日平均値の2%除外値が0.001~0.002 ppm、年平均値が0.000~0.001 ppm、1時間値の最高値が0.005~0.011 ppm でした。全測定局において長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しています。経年変化をみると、近年は横ばいで推移しています。

図1-2 二酸化硫黄の経年変化(日平均値の2%除外値)

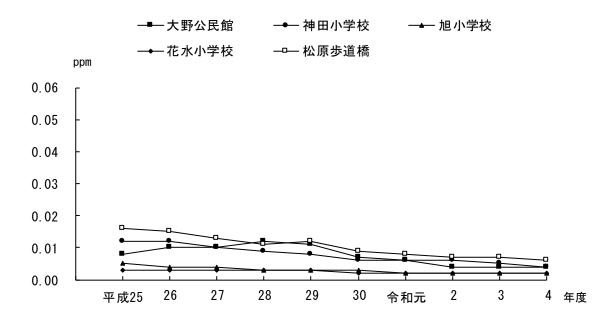


イ 窒素酸化物 (NOx) [巻末資料 P56 参照]

窒素酸化物は、物の燃焼に伴い生成するもので、そのほとんどは一酸化窒素です。 一酸化窒素が大気中で徐々に酸化されることによって二酸化窒素になります。二酸 化窒素は、それ自体に毒性があり、光化学スモッグの原因物質にもなっています。 窒素酸化物の常時監視測定は、一般環境大気測定局4局と自動車排出ガス測定局 1局で実施しています。経年変化をみると、近年は横ばいで推移しています。

(ア)一酸化窒素(NO)

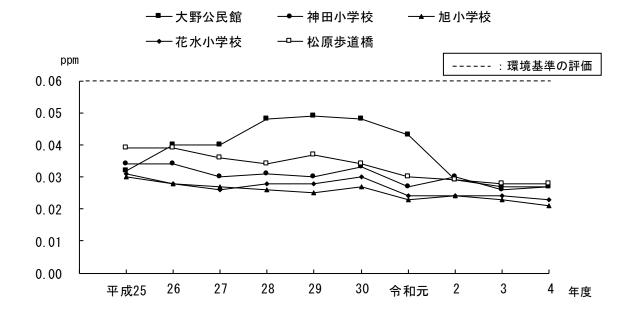
図1-3 一酸化窒素の経年変化(年平均値)



(イ) 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素の令和 4 年度の測定結果は、日平均値の年間 98%値が 0.021~ 0.028 ppm、年平均値が 0.009~0.013 ppm でした。全測定局で環境基準を達成しています。

図1-4 二酸化窒素の経年変化(日平均値の年間98%値)

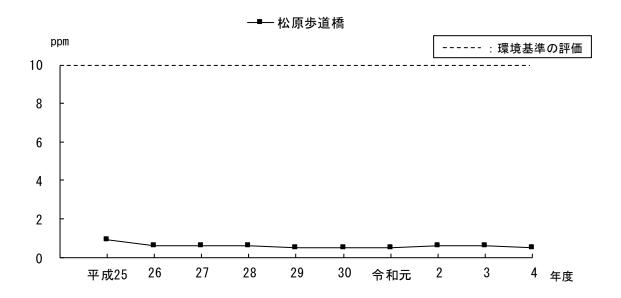


ウ 一酸化炭素 (CO) [巻末資料 P58 参照]

一酸化炭素は、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成するもので、主に自動車 排出ガスが発生源であるとみられています。

一酸化炭素の常時監視測定は、松原歩道橋測定局(自動車排出ガス測定局)で実施しています。令和4年度の測定結果は、日平均値の2%除外値が0.5 ppm、年平均値が0.3 ppm、1時間値の最高値が1.4 ppmでした。長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しています。経年変化をみると、近年は横ばいで推移しています。

図1-5 一酸化炭素の経年変化(日平均値の2%除外値)



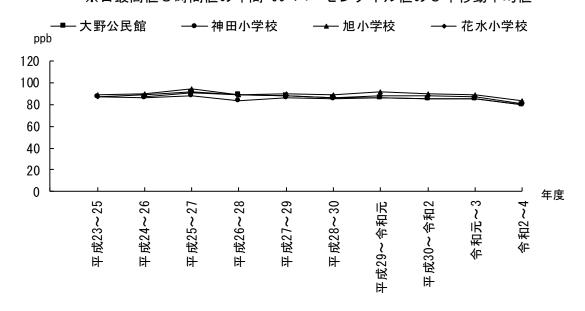
エ 光化学オキシダント (0x) [巻末資料 P58 参照]

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素などが強い紫外線により 反応を起こし、二次的に生成する酸化性物質の総称であり、光化学スモッグの主成 分になります。

光化学オキシダントの常時監視測定は、一般環境大気測定局4局で実施しており、 全測定局において環境基準を達成していません。

なお、平成 26 年9月に環境省から示された「光化学オキシダント濃度の長期的な変化を評価するための新指標(日最高値8時間値の年間 99 パーセンタイル値の3年移動平均値)」による経年変化をみると、近年は横ばいで推移しています。

図 1 - 6 光化学オキシダントの新指標*による経年変化 ※日最高値 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年移動平均値

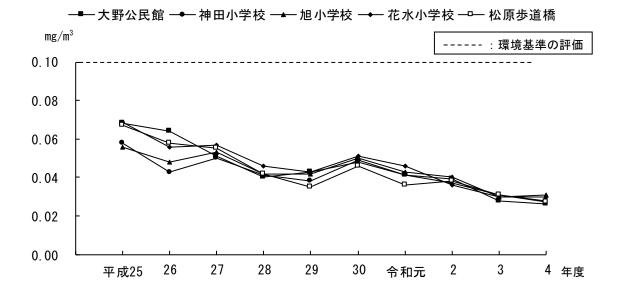


才 浮遊粒子状物質 (SPM) [巻末資料 P57 参照]

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粉じんのうち粒径が 10 μm (マイクロメートル) 以下のものをいいます。呼吸によって肺の深部まで達するため、呼吸器系に影響があるといわれています。

浮遊粒子状物質の常時監視測定は、一般環境大気測定局 4 局と自動車排出ガス測定局 1 局で実施しています。令和 4 年度の測定結果は、日平均値の 2 %除外値が $0.026\sim0.031~\text{mg/m}^3$ 、年平均値が $0.013\sim0.015~\text{mg/m}^3$ 、 1 時間値の最高値が $0.082\sim0.198~\text{mg/m}^3$ でした。全測定局において環境基準を達成しています。経年変化を みると、近年は穏やかな低下傾向で推移しています。

図1-7 浮遊粒子状物質の経年変化(日平均値の2%除外値)



力 微小粒子状物質 (PM2.5) [巻末資料 P56 参照]

微小粒子状物質は、大気中に浮遊している 2.5 µm 以下の小さな粒子のことです。 非常に小さな粒子であるため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加 え、循環器系への影響が心配されています。

微小粒子状物質の常時監視測定は、旭小学校測定局(一般環境大気測定局)に加え、令和4年9月から大野公民館測定局(一般環境大気測定局)でも開始しました。令和4年度の測定結果は、年平均値が8.3 μ g/m³、日平均値の年間98パーセンタイル値が17.8 μ g/m³ でした。長期基準に関する評価及び短期基準に関する評価を達成しており、環境基準を達成しています。経年変化をみると、近年は穏やかな低下傾向で推移しています。

図1-8 微小粒子状物質の経年変化(年平均値)

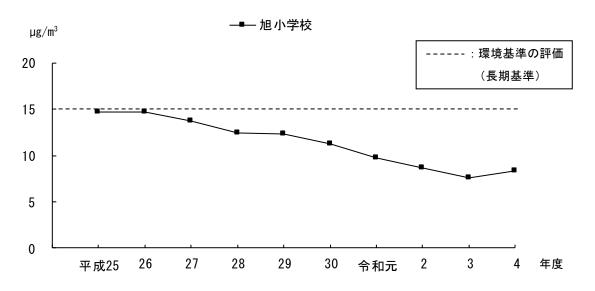
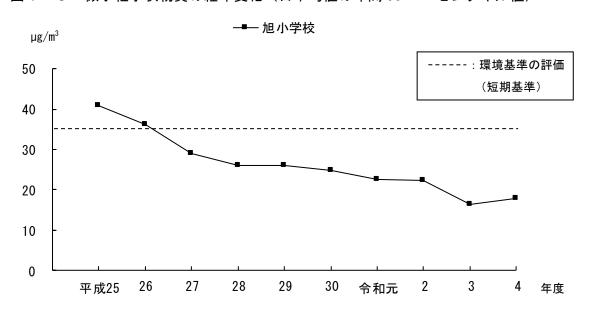


図 1 - 9 微小粒子状物質の経年変化(日平均値の年間 98 パーセンタイル値)



(2) 有害大気汚染物質 (ダイオキシン類を除く) [巻末資料 P59-60 参照]

有害大気汚染物質の定義は、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうお それがある物質で大気の汚染の原因となるもの(ばい煙、特定粉じん及び水銀等を 除く。)」です。〔大気汚染防止法第2条第15項〕

有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のうち、大気汚染による人への健康リスクがある程度高いと考えられる物質を「優先取組物質」と言います。優先取組物質のうち環境基準が設定されている物質は、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質です。また、指針値が設定されている物質は、アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン並びにマンガン及びその化合物の11物質です。環境基準が設定されている4物質の令和4年度の測定結果(1年平均値)は、全測定地点で環境基準を達成しています。また、指針値が設定されている物質の令和4年度の測定結果(1年平均値)は、全測定地点で指針値を下回りました。

図1-10 ベンゼンの経年変化(1年平均値)

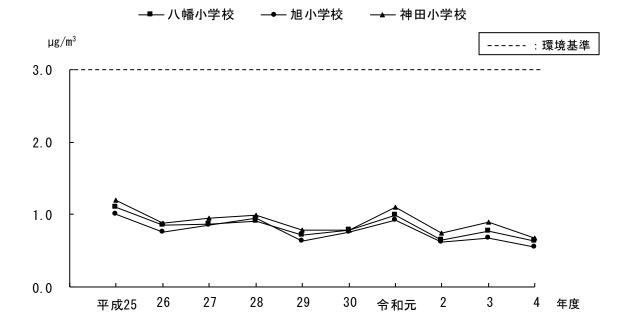
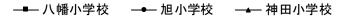


図1-11 トリクロロエチレンの経年変化(1年平均値)



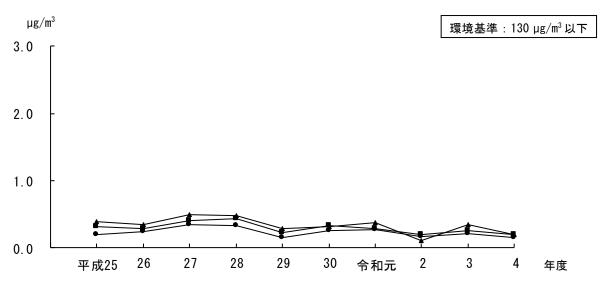


図1-12 テトラクロロエチレンの経年変化(1年平均値)

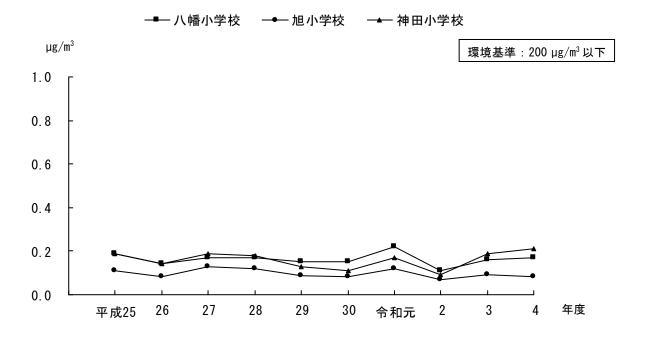
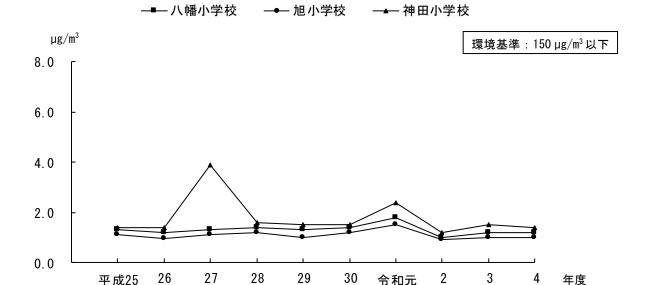


図 1-13 ジクロロメタンの経年変化(1年平均値)



(3) ダイオキシン類 [巻末資料 P60 参照]

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、主に廃棄物の焼却に伴って非意図的に生成される有害な有機塩素化合物の一種です。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリクロロジベンゾーパラージオキシン(PCDDs)及びポリクロロジベンゾフラン(PCDFs)にコプラナーポリクロロビフェニル(Co-PCBs)を含めてダイオキシン類と言います。

大気環境中のダイオキシン類濃度を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置 法第 26 条第 1 項^{*1}及び第 27 条第 1 項^{*2}の規定に基づき、神奈川県が平塚市博物館 で 1 年おきに調査を行っています(令和 4 年度は調査なし)。また、本市では、神 奈川県と協議して、令和 4 年度は金目小学校で調査を行いました。測定結果(年平 均値)は、0.015 pg-TEQ/m³で環境基準を達成しています。

- ※1 ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項:都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質(水底の底質を含む。以下同じ。)及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。
- ※2 ダイオキシン類対策特別措置法第27条第1項:都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。

3 光化学スモッグ及び微小粒子状物質 (PM2.5)

(1) 光化学スモッグ注意報等

大気中の光化学オキシダントの濃度が高くなると、気象条件により白くモヤがかかった様な状態になります。この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。

神奈川県では県下を8つの地域に分け、光化学スモッグ注意報等を発令しています。 湘南地域に注意報等が発令された場合、市は防災行政無線等を利用して周知を行っています。本市における令和4年度の注意報の発令回数は0回で、被害の届出はありませんでした。最近10年の注意報発令回数と被害届出者数は表1-2のとおりです。

光化学スモッグ対策として法律・条例等で炭化水素系物質や窒素酸化物の排出規制を 行っています。しかし、光化学スモッグの発生はそれらの物質の濃度だけではなく、気 象条件とも密接な関係があります。気温が高い、風が弱い、日差しが強いといった条件 が重なると光化学スモッグ注意報等の発令の可能性が高くなるため、注意が必要です。

項目	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
注意報発令回数(回)	10	3	3	3	4	1	1	0	2	0
被害届出者数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0

表 1-2 光化学スモッグ注意報発令状況(湘南地域)

(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) 高濃度予報

神奈川県では毎日、微小粒子状物質 (PM2.5) の高濃度の予想を行い、PM2.5 の大気中濃度が高くなるおそれがあるときは、高濃度予報を行っています。高濃度予報が出た場合、市は防災行政無線等を利用して周知を行います。

高濃度予報は、「午前中の早めの時間帯の判断」と「午後からの活動に備えた判断」の2つの判定方法により提供されます。

「午前中の早めの時間帯の判断」は、県内の一般環境測定局における午前5時、6時及び7時の1時間値の平均値からその中央値^{*1}を求め、85μg/m³を超過した場合、「日平均値が70μg/m³を超えるおそれがある」と判断し、午前8時に、県内全域を対象に「PM2.5高濃度予報」が出されます。

※1 平均値を大きい順に並べ、中央の順位にある値

「午後からの活動に備えた判断」は、県内の一般環境測定局における午前 5 時から 12 時までの 1 時間値の平均値が $80\mu g/m^3$ を超過した局がある場合に、「日平均値が $70\mu g/m^3$ を超えるおそれがある」と判断し、午後 1 時までに、県内全域を対象に「PM2. 5 高濃度予報」が出されます。

なお、令和4年度は、令和3年度に引き続き、県内で高濃度予報が出された回数は0 回で、高濃度予報の制度が始まって以来、県内ではまだ一度も予報が出されていません。

4 環境基準

環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として定められています。

(1) 大気汚染に係る環境基準及び評価方法

常時監視測定項目の環境基準及び評価方法は、表1-3及び表1-4のとおりです。

表1-3 大気汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が 0.04 ppm 以下 であり、かつ、1時間値が 0.1 ppm 以下 であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方 法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下 であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以 下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方 法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を 有する量が得られる光散乱法、 圧電天びん法若しくはベータ線 吸収法
二酸化窒素	1 時間値の1日平均値が0.04 ppmから 0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下で あること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光 度法又はオゾンを用いる化学発 光法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、 紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1 年平均値が15 μg/m³以下であり、かつ、 1 日平均値が35 μg/m³以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる質量濃度いて、濾過捕集による質量濃度測定方法に質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- 備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下 のものをいう。
 - 2 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内 にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又 はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
 - 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学 反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの に限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
 - 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 µmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表1-4 環境基準の評価方法

項目	評価方法
二酸化硫黄	<長期的評価> 年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から数えて2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(以下「2%除外値」という。)が0.04 ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。 <短期的評価> 全ての1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素	<長期的評価> 年間にわたる1日平均値につき、2%除外値が10 ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。 <短期的評価> 全ての1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値(24時~8時、8時~16時、16時~24時までの時間帯の平均値)が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	<長期的評価> 年間にわたる1日平均値につき、2%除外値が0.10 mg/m³以下であり、 かつ、年間を通じて1日平均値が0.10 mg/m³を超える日が2日以上連続 しないこと。 <短期的評価> 全ての1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。
二酸化窒素	年間にわたる1日平均値につき、測定値の低い方から数えて98%に相当するもの(365日分の測定値がある場合は358日目の測定値。以下「年間98%値」という。)が0.06 ppm以下であること。
光化学オキシダント	昼間(5時~20時)の1時間値が環境基準を超えないこと。
微小粒子状物質	長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行ったうえで、両方を満足した場合に、環境基準が達成されたと判断する。 <長期基準に関する評価> 測定結果の1年平均値が15 μg/m³以下であること。 <短期基準に関する評価> 測定結果の1日平均値の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として35 μg/m³以下であること。

(注)評価は、有効測定局の結果を用いて行う。(短期的評価、光化学オキシダントは除く。) 有効測定局とは、年間の測定時間が6,000時間以上(微小粒子状物質は年間250日以上の有効 測定日数。)の測定局をいう。有効測定日数は、1時間値が1日20時間以上測定された日数 である。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値

有害大気汚染物質に係る環境基準が設定されているベンゼン等 4 物質の環境基準は、 $\mathbf{表} 1 - \mathbf{5}$ のとおりです。また、指針値が設定されているアクリロニトリル等11 物質の指針値は、 $\mathbf{表} 1 - \mathbf{6}$ のとおりです。

表1-5 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m³以下であること。	キャニスター又は捕集管 により採取した試料をガ
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m³以下であること。	スクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m³以下であること。	を標準法とする。また、当 該物質に関し、標準法と同 等以上の性能を有すると
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m³以下であること。	認められる方法とする。

[備考] ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 1 - 6 有害大気汚染物質 (アクリロニトリル等) に係る指針値

物質	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が2 μg/m³以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が120 μg/m³以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10 μg/m³以下であること。
塩化メチル	1年平均値が94 μg/m³以下であること。
クロロホルム	1年平均値が18 μg/m³以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6 μg/m³以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が0.04 μg Hg/m³以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が0.025 μg Ni/m³以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6 ng As/m³以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5 μg/m³以下であること。
マンガン及びその化合物	1 年平均値が0.14 μg Mn/m³以下であること。

(3) ダイオキシン類 (大気) に係る環境基準

ダイオキシン類(大気)に係る環境基準は、表1-7のとおりです。

表 1-7 ダイオキシン類 (大気) に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法		
ダイオキシン類	1年平均値が0.6 pg-TEQ/m³以下 であること。	ポリウレタンフォームを装着した 採取筒をろ紙後段に取り付けたエ アサンプラーにより採取した試料 を高分解能ガスクロマトグラフ質 量分析計により測定する方法。		
〔備考〕基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。				

(注)環境基準 (表 1-3、表 1-5、表 1-7)は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2章 水質汚濁

1 水質汚濁の監視体制

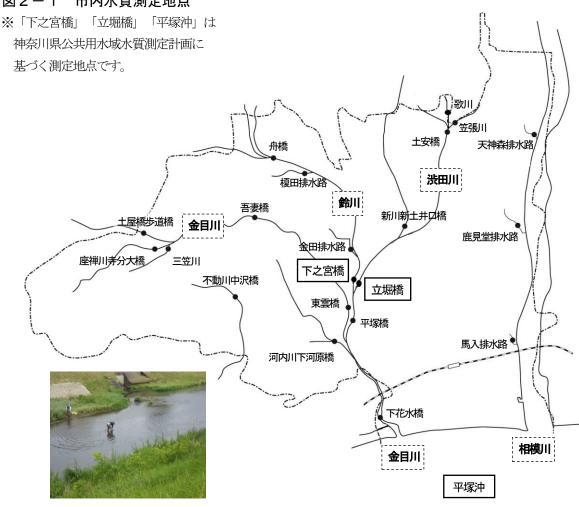
(1)公共用水域及び地下水

公共用水域については、神奈川県公共用水域水質測定計画に基づき、測定地点である下之宮橋(鈴川)、立堀橋(渋田川)及び平塚沖(北緯35°18′24″、東経139°21′01″の地点)の計3地点で水質測定を毎月実施しています。また、市独自に定めた市内河川等19地点で水質測定を実施しています。(図2-1)

地下水については、神奈川県地下水質測定計画に基づき、定点調査、メッシュ調査及び継続監視調査を実施しています。定点調査は、長期的な観点から水質の経年変化を把握するための調査です。メッシュ調査は、市内の地下水汚染状況を把握するための調査で、市内全域を約4キロメートル四方のメッシュに区分し、全メッシュを4年かけて調査します。継続監視調査は、前年度までの調査で環境基準値を超過した項目がある地点を継続的に監視する調査です。環境基準値を超過した地点が発見された場合は、周辺地域の地下水を追跡調査し、原因の究明を行っています。

図2-1 市内水質測定地点

河川での採水の様子



(2) 工場・事業場排水

工場・事業場から公共用水域へ排出される排水は、水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制されています。

本市では、水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立 入調査や排水検査を随時実施しています。立入調査した結果に違反等がある場合は、 必要な指導や助言を行っています。また、河川等で水質異常が発見された場合は、 県の定める「公共用水域における汚水・廃液等による水質事故対策要綱」に基づき 迅速に原因を究明し、汚染範囲の拡大防止と発生源である事業者等に対する指導を 行っています。

2 測定結果

令和4年度の測定結果は次のとおりです。測定結果の詳細は巻末の参考資料に掲載しています。

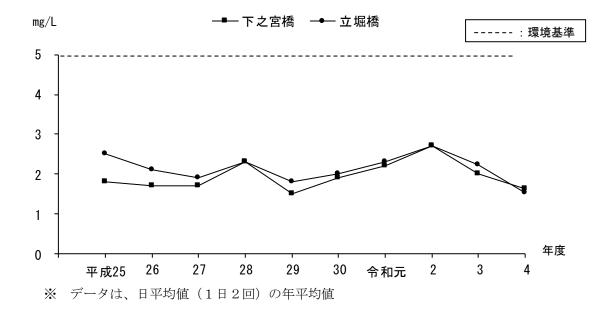
(1) 神奈川県水質測定計画に基づく水質測定

ア 河川 [巻末資料 P61-64 参照]

令和4年度は、BOD(生物化学的酸素要求量)の 75%水質値は2地点ともに環境 基準を達成しています。他の項目についても環境基準を達成しています。

河川の水質汚濁の状況を示す一般的指標である BOD (生物化学的酸素要求量) の年平均値は、図2-2に示すとおりです。

図2-2 下之宮橋及び立堀橋におけるBOD年平均値の推移

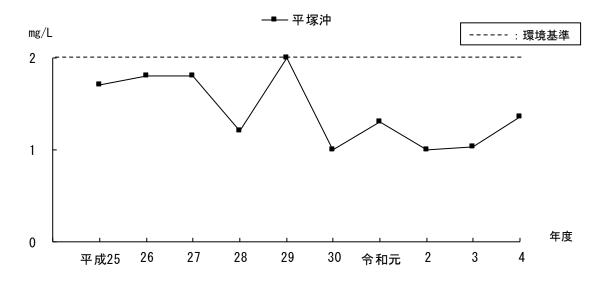


イ 海域 [巻末資料 P65-67 参照]

令和4年度は、COD(化学的酸素要求量)の 75%水質値は環境基準を達成しています。他の項目についても環境基準を達成しています。

海域の水質汚濁の状況を示す一般的指標である COD (化学的酸素要求量) の年平均値は、図2-3に示すとおりです。

図2-3 平塚沖における COD 年平均値の推移



※データは、日平均値(上層(水面下 0.5m)と下層(底上 1 m)で1日1回ずつ)の 年平均値

(注)水域類型が指定されている環境基準点において、「75%水質値」が類型の環境基準に 適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。 75%水質値とは、公共用水域における、通常の状態(低水量以上の状態)に相当す る水質のレベルとして、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順 に並べたときの 0.75×n 番目 (n は日間平均値のデータ数)のデータ値をいう。

ウ 地下水〔巻末資料 P68-72 参照〕

令和4年度は、定点調査を8地点、メッシュ調査を2地点、継続監視調査を5地点、計 15 地点において調査を実施しました。測定結果は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2地点、テトラクロロエチレンが1地点、並びにほう素が1地点で環境基準を達成していませんでした。

(2) 市内河川自主水質測定

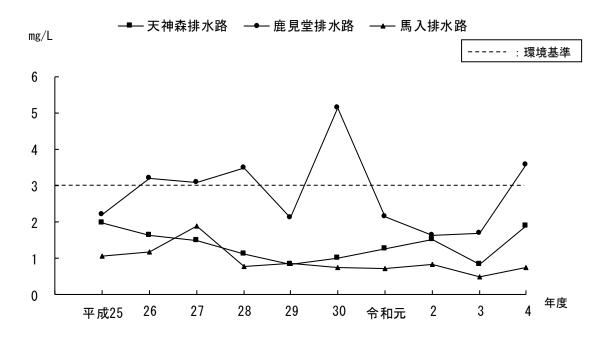
令和4年度は、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)は全ての地点で適合 していましたが、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は一部の地点で 適合していませんでした。

ア BOD の経年変化

(ア) 相模川流入排水路 [巻末資料 P73 参照]

相模川流入排水路の令和4年度の年平均値は、**図2-4**に示すとおり、鹿見堂排水路が流入する河川の環境基準値と比較すると高い値になりました。

図2-4 相模川流入排水路

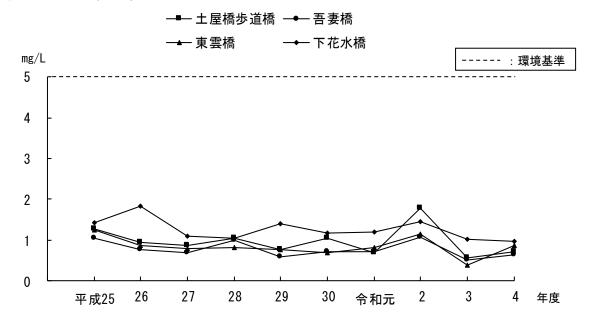


(注)環境評価は、流入先の相模川の環境基準値と比較しています。

(イ) 金目川本川 [巻末資料 P74-76 参照]

金目川本川の令和4年度の年平均値は、図2-5に示すとおり、環境基準値を下回っています。

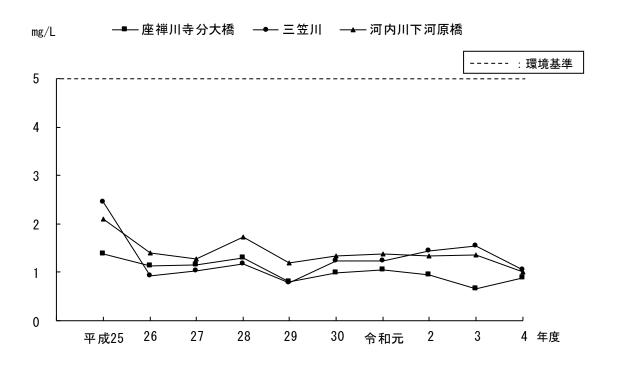
図2-5 金目川本川



(ウ) 金目川流入河川 [巻末資料 P77 参照]

金目川流入河川の令和4年度の年平均値は、**図2-6**に示すとおり、環境基準値を下回っています。

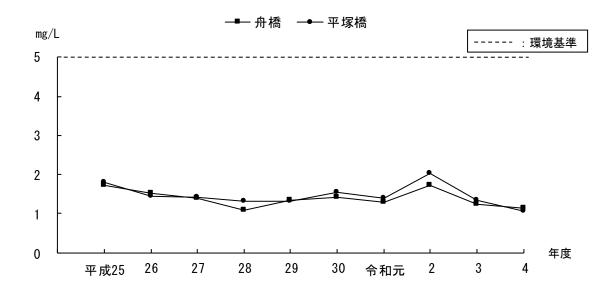
図2-6 金目川流入河川



(工) 鈴川本川〔巻末資料 P78-79 参照〕

鈴川本川の令和4年度の年平均値は、**図2-7**に示すとおり、環境基準値を下回っています。

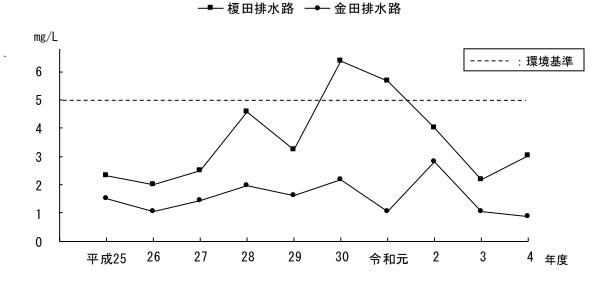
図2-7 鈴川本川



(才) 鈴川流入排水路 [巻末資料 P80 参照]

鈴川流入排水路の令和4年度の年平均値は、**図2-8**に示すとおり、環境基準値を下回っています。

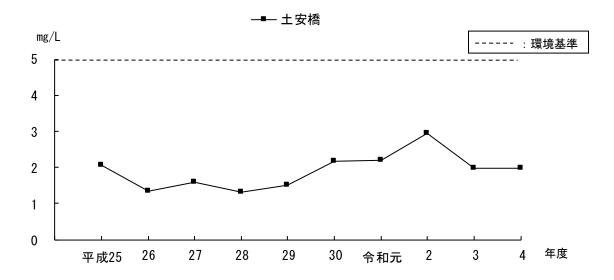
図2-8 鈴川流入排水路



(力) 渋田川本川〔巻末資料 P81 参照〕

渋田川本川の令和4年度の年平均値は、図2-9に示すとおり、環境基準値を下回っています。

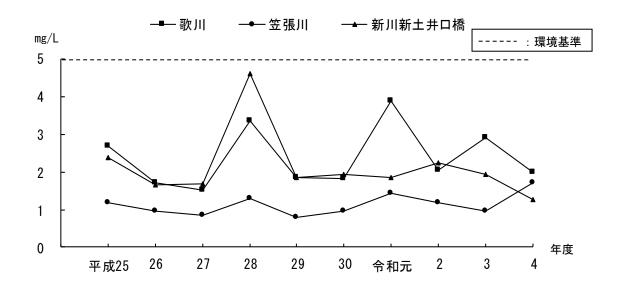
図2-9 渋田川本川



(キ) 渋田川流入河川 [巻末資料 P82 参照]

渋田川流入河川の令和4年度の年平均値は、**図2-10** に示すとおりで、環境基準値を下回っています。

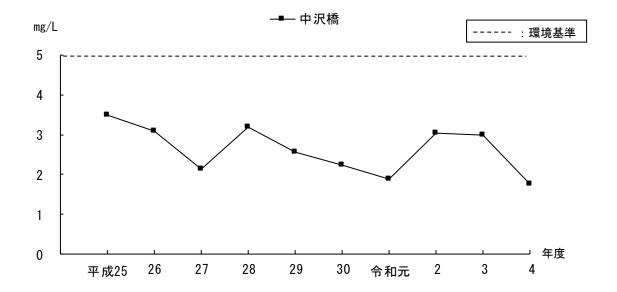
図2-10 渋田川流入河川



(ク) 不動川 [巻末資料 P82 参照]

不動川の令和 4 年度の年平均値は $\mathbf{Z} \mathbf{Z} - \mathbf{I} \mathbf{I}$ に示すとおり、環境基準値を下回っています。

図2-11 不動川

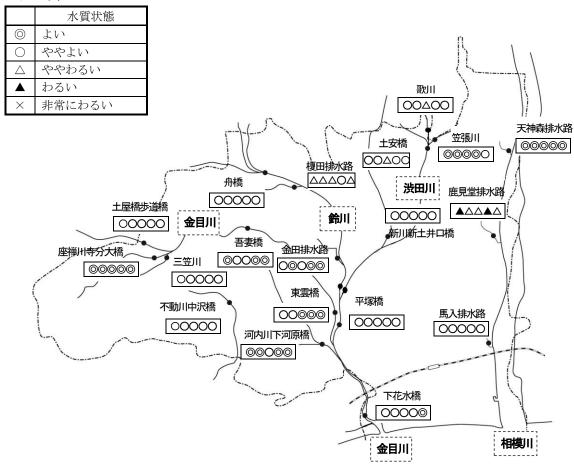


イ 総合水質評価

Table 式総合水質指標(資料:神奈川県公害センター※年報・昭和58年第15号)を用いて水質評価を行うと、図2-12のようになります。この評価法はD0(溶存酸素量)・B0D・燐酸態燐・アンモニア性窒素の各項目から算出した得点を合計し、総得点により評価する方法です。各項目の算出には、年平均値を使用しています。評価記号は、左から平成30年度・令和元年度、2年度、3年度、4年度の順で記載しています。

図2-12 総合水質評価

凡例



※「神奈川県公害センター」は平成3年4月に組織改変によって廃止され、それに代わる組織として現在は平塚市四之宮一丁目に「神奈川県環境科学センター」が設立されています。

3 環境基準

(1) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づき「公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を 保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」として定められて いて、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と生活環境の保全に関する環境 基準(生活環境項目)から成り立っています。

表2-1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格65.2 (規格65.2.2及び65.2.7を除く。) に定める方法 (ただし規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2.又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1 (規格34の備考1を除く。) 若しくは34.4に定める方法(一部内容省略)又は規格34.1.1c) (注 ⁽²⁾ 第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表8に掲げる方法
/±=±z.	•	

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。表 2-4 において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に 換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とす る。

表2-2 生活環境の保全に関する環境基準 (河川一般項目)

\ 項			基	準	値	
類型	利用目的の 適 応 性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水 道 1 級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100mL 以下
A	水 道 2 級 水 産 1 級 水 浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100mL 以下
В	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	1,000 CFU/100mL 以下
С	水 産 3 級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上	
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ゴミ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L以上	
測	定方法	規格 12.1 に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定と同程 よりこれと同程 の計測結果 の計測結果 れる方法	規格 21 に定 める方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定める方法 又は隔膜電極若しく は光学式センサを用 いる水質自動監視測 定装置によりこれと 同程度の計測結果の 得られる方法	付表 10 に 掲げる方 法

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9\times$ n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9\times$ nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 5 水道1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニ―形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水 道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水 道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水 産 2 級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水 産 3 級 : コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度 ※市内における河川類型 A類型:相模川(寒川取水堰より上流)、金目川(土屋橋の上流端より上流)

> B類型:相模川 (寒川取水堰から下流) C類型: A類型及びB類型以外の河川

表2-3 生活環境の保全に関する環境基準(河川水生生物)

		+	主	は	
項目類型	水生生物の生息状況の適用性	全亜鉛	ま 準	値 直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域 を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L以下	
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下	
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、 生物Bの欄に掲げる水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L 以下	
	測 定 方 法	規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。					

※市内における河川は、生物B類型

表2-4 生活環境の保全に関する環境基準(海域一般項目)

\ 項			基	準	値	
類型	利用目的の 適 応 性	水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水 産 1 級 水 浴 自然環境R全及び B以下の欄 は掲げる もの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL 以下	検出さななこと。
В	水産2級 工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5 mg/L以上		検出されないこと。
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2 mg/L以上		
測	定方法	規格 12.1 (ご定める 方法又はガラス電極 を用いる水質自動監 視則定装置こよりこ れと同程度の計測結 果の得られる方法	規格 17 に定める方法 (ただし、B類型の工業用水及び外産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法	規格 32 に定める方法又ば網算舗を用いる水質自動監視側定装置こよりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表 10 に掲げる方 法	付表 14 に掲げる方 法

備考

- 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。
- 2 アルカリ性法とは次のものをいう。

試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液($2\,\mathrm{mmol}/\mathrm{L}$) $10\mathrm{ml}$ を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mL とアジ化ナトリウム溶液($4\,\mathrm{w}/v\%$) 1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) $0.5\,\mathrm{mL}$ を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液($10\,\mathrm{mmol}/\mathrm{L}$)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様の処理した空試験値を求め、次式により $1\,\mathrm{cm}$ 000 値を計算する

 $COD(O_2 \text{ mg/L}) = 0.08 \times (b-a) \times fNa_2S_2O_3 \times 1000/50$

- (a): チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)
- (b) : 蒸留水について行った空試験値 (mL)

 $fNa_2S_2O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmo1/L)の力価

- 3 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

※測定地点「平塚沖」は、A類型

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づき「地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準」として定められています。

表2-5 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。) 55.2、55.3又は55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める 方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁
		告示第59号(以下「告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
		規格65.2に定める方法(規格65.2.2及び65.2.7を除く。)に定め
→ /# 2 → 2	0.02 mg/L以下	る方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高
六価クロム		い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)
		又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2 、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	告示付表3に掲げる方法
РСВ	検出されないこと。	告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
		シス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定め
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	る方法、トランス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は
		5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に
亜硝酸性窒素	10 1118/12/201	定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
		規格34.1 (規格34の備考1を除く。) 若しくは34.4に定める方法
		(一部内容省略) 又は規格34.1.1c) (注 ⁽²⁾ 第三文及び規格34の備
ふっ素	0.8 mg/L以下	考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ
		法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略す
)T & ==	1 /r 1)r 	ることができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量 限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの 濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じた ものの和とする
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(3) 要監視項目

人の健康の保護に関する物質に相当しますが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質として「要監視項目」が設定されています。

表2-6 要監視項目及び指針値

(公共用水域)

項 指 針 値 目 クロロホルム 0.06 mg/L 以下 トランス-1, 2-シ゛クロロエチレン 0.04 以下 mg/L 1,2-ジクロロプロパン 0.06mg/L 以下 以下 p-ジクロロベンゼン 0.2 mg/L イソキサチオン $0.008 \, \text{mg/L}$ 以下 ダイアジノン 0.005 mg/L以下 0.003 mg/Lフェニトロチオン 以下 イソプロチオラン 以下 0.04 mg/L オキシン銅 0.04mg/L 以下 クロロタロニル 0.05 以下 mg/L プロピザミド 以下 0.008 mg/LE P N 0.006 mg/L 以下 ジクロルボス 以下 $0.008 \, \text{mg/L}$ フェノブカルブ 0.03 mg/L 以下 イプロベンホス 0.008 mg/L以下 クロルニトロフェン \vdash ル 工 \sim 0.6 mg/L 以下 シ ν 0.4mg/L 以下 フタル酸シ゛エチルヘキシル 0.06 以下 mg/L ケ ル モリブデン 0.07mg/L 以下 0.02 mg/L 以下 塩化ビニルモノマー 0.002 mg/L以下 $0.0004~\mathrm{mg/L}$ エピクロロヒドリン 以下 全 マ ン ガ ン 以下 0.2 mg/L > 10.002 mg/L 以下 ※PFOS 及び PFOA 0.00005mg/L 以下

(地下水)

項目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシン銅	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン	
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸シ゛エチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	
モ リ ブ デ ン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全 マ ン ガ ン	0.2 mg/L 以下
ウ ラ ン	0.002 mg/L 以下
※PFOS 及び PFOA	0.00005mg/L 以下

※PFOS 及び PFOA の指針値(暫定) ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸の合計値

- (注)・クロルニトロフェンは、安全性評価が終了するまで指針値は設定されないこととされました。
 - ・ニッケルは、毒性評価が不確定であるため、指針値が削除されました。

第3章 騒音・振動

1 騒音・振動の監視体制

本市では、騒音規制法第 18 条^{*1} に基づき自動車騒音常時監視調査を行っています。 また、自動車騒音・振動、新幹線鉄道騒音・振動について測定を実施しています。

自動車騒音常時監視調査は、沿道における騒音について環境基準の達成率を明らかに するため、市内の幹線交通を担う道路3路線6地点6区間の現況調査を実施し、評価を 行いました。

自動車騒音・振動の自主測定は、市内の主要な道路 5 路線 6 地点で実施しました。 新幹線鉄道騒音・振動の自主測定は、沿線の住居地域 6 地点で実施しました。

※1 騒音規制法第18条第1項:都道府県知事(市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。) は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 測定結果

(1) 自動車騒音常時監視 [巻末資料 P83-84 参照]

自動車騒音常時監視調査は5年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。令和4年度は、市内の幹線交通を担う道路3路線6地点6区間において、騒音の現況を調査し、評価を行いました。この測定結果を基に、道路沿道の片側50mの地域に立地する住居ごとに騒音を推計して集計しています。

環境基準は、それぞれの住居が立地する都市計画用途地域と道路の種類、道路から の距離によって決まります。

調査結果は、表3-1のとおりです。環境基準の達成率は56.1~100%でした。

表 3 一 1	自動車騒音常時監視結果
ו טאר	

番号	路線名	測定地点		定値 B)	環境基準 達成率(%)*3		
※ 2			昼間	夜間	昼間	夜間	
21	一般国道 1 号	榎木町4	67	62	99. 7	99. 7	
22	一般国道 1 号	平塚 4 丁目 18	61	53	100.0	99. 9	
23	一般国道 134 号	千石河岸 56	68	66	99. 6	86. 0	
24	一般国道 134 号	虹ケ浜8	73	73	86. 1	56. 1	
25	一般国道 134 号	唐ケ原 107	60	51	100.0	100.0	
26	平塚伊勢原線	桃浜町 34	66	59	100.0	100.0	

- (注) 環境基準 昼間 (6 時~22 時) 70dB 夜間 (22 時~6 時) 65dB
- ※2 番号は、巻末資料 P83-84 の図中番号から引用しています。
- ※3 自動車騒音の測定値をもとに、道路の端から 50m の地域に立地する住居ごとに騒音レベルを 推計し環境基準を下回った戸数が全住居戸数の何%になるかを表したものです。

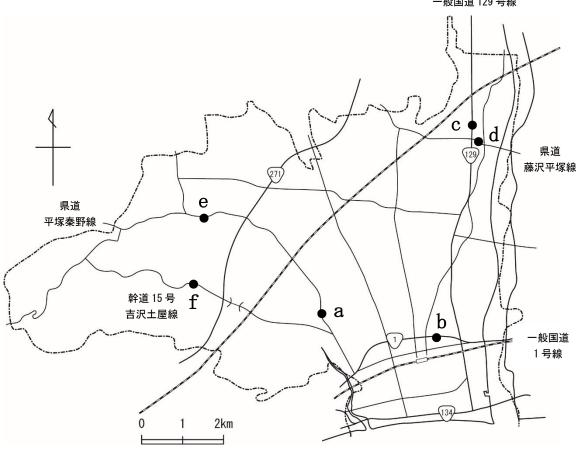
(2) 自動車騒音·振動〔巻末資料 P85 参照〕

自動車騒音・振動の実態を把握するため、市内の主要な道路5路線6地点において 騒音と振動の測定を実施しました。測定地点は図3-1のとおりです。

図3-1 自動車騒音・振動の測定地点

а	南原(県道平塚秦野線)	d	田村②(県道藤沢平塚線)
b	天沼(一般国道1号線)	е	南金目(県道平塚秦野線)
С	田村①(一般国道 129 号線)	f	上吉沢(幹道 15 号吉沢土屋線)

一般国道 129 号線





測定機器(左:振動計 右:騒音計)



測定風景

騒音は昼間、夜間とも全地点で要請限度値を下回りました。また、昼間、夜間ともに環境基準値以下となった地点は、県道平塚秦野線(南原)、一般国道1号(天沼)、一般国道129号(田村①)の3地点でした。経年変化は昼間、夜間それぞれ図3-2、図3-3のとおりです。

図3-2 自動車騒音測定結果経年変化(昼間)

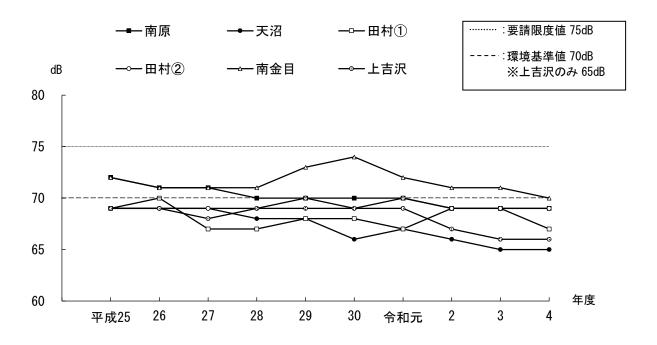
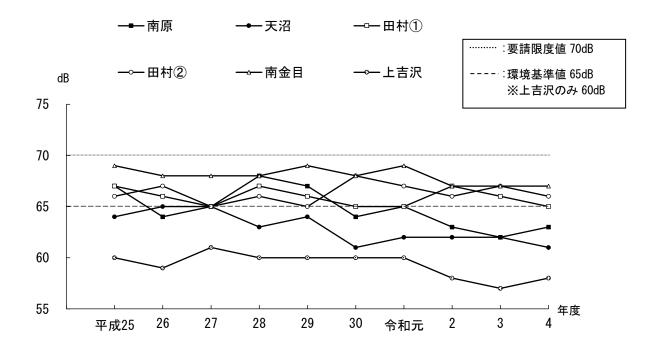


図3-3 自動車騒音測定結果経年変化(夜間)



振動は6地点全ての測定地点で昼間、夜間とも要請限度値を下回っていました。経年変化は昼間、夜間それぞれ図3-4、図3-5のとおりです。

図3-4 自動車振動測定結果経年変化(昼間)

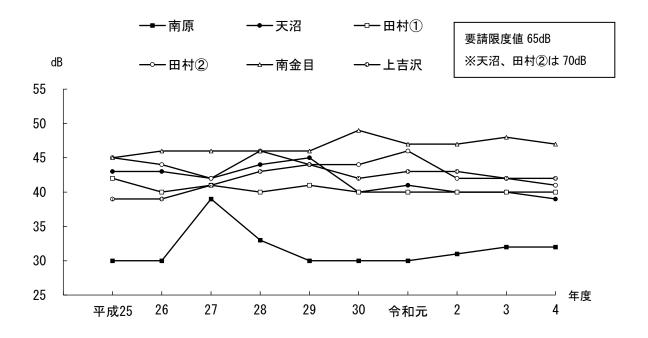
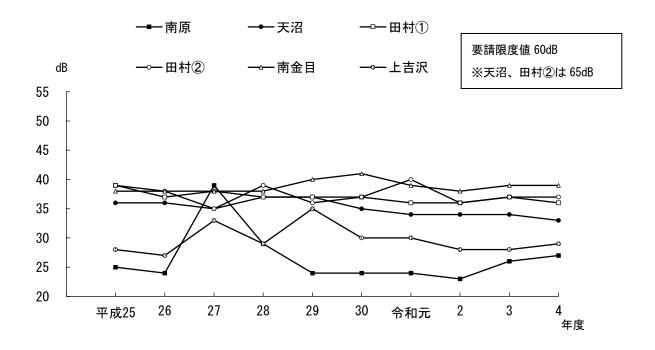


図3-5 自動車振動測定結果経年変化(夜間)



(3) 新幹線鉄道騒音·振動〔巻末資料 P85 参照〕

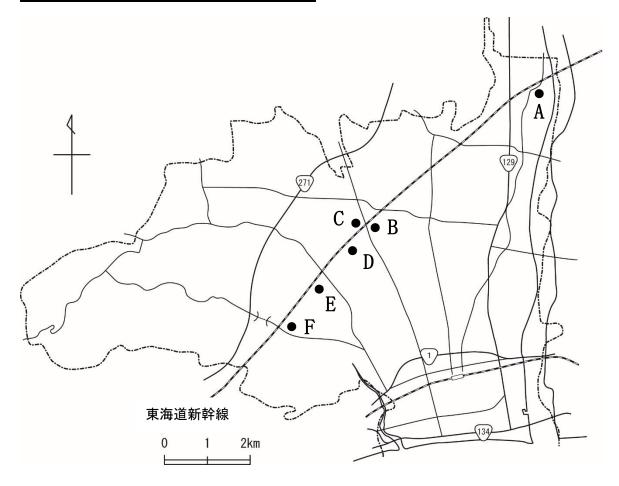
東海道新幹線の軌道は、本市北東部から南西部にかけて一直線に横切っており、軌道沿線については、防音壁の設置、住宅の防音・防振工事が行われています。

本市では近年の運行本数の増加や大幅なスピードアップなどによる新幹線騒音・振動の実態を把握するために、沿線の住居地域6地点(軌道中心から25m)において平成4年度から測定を実施しています。

測定地点は図3-6のとおりです。

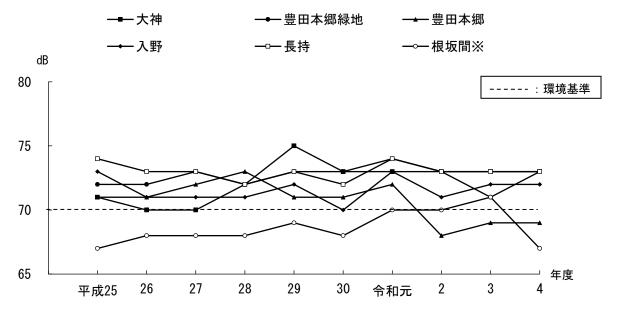
図3-6 新幹線鉄道騒音・振動の測定地点

A	大神	D	入野
В	豊田本郷緑地	Е	長持
С	豊田本郷	F	根坂間



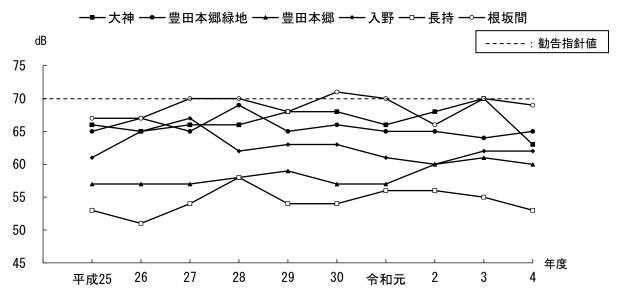
測定結果は、騒音は2地点で環境基準値以下でした。振動は6地点において勧告指針値以下でした。騒音の経年変化は図3-7、振動の経年変化は図3-8のとおりです。

図3-7 新幹線騒音測定結果経年変化



※平成 30 年度は、保線工事に伴う高架線路設備切り替え期間中における測定のため、参考値とします。

図3-8 新幹線振動測定結果経年変化



※平成 30 年度は、保線工事に伴う高架線路設備切り替え期間中における測定のため、参考値とします。

3 環境基準

(1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準については、等価騒音レベルによって評価することとされ、環境基本法に基づく新たな騒音に係る環境基準が平成 11 年4月1日に施行されました。地域の類型及び時間の区分により表3-2、表3-3のとおりに定められています。

表3-2 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)

	昼間	夜間	
地域の類型	午前6時~	午後 10 時~	地域の類型の該当地域
	午後 10 時	午前6時	
AA	50dB 以下	40dB 以下	
A	55dB 以下	45dB 以下	第一種·第二種氏層住居専用地域、 第一種·第二種中高層住居専用地域
В	55dB 以下	45dB 以下	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
С	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地或、商業地或、準工業地或、工業地或

表3-3 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

	昼間	夜間	
地域の区分	午前6時~	午後 10 時~	地域の類型の該当地域
	午後 10 時	午前6時	
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路 に面する地域	60dB 以下	55dB 以下	第一種·第二種氏層住居専用地域、 第一種·第二種中高層住居専用地域
B地域のうち2車線以 上の車線を有する道路 に面する地域	65dB 以下	60dB 以下	第一種主居地域、第二種主居地域、 準主居地域、その他の地域
C地域のうち車線を有 する道路に面する地域	65dB 以下	60dB以下	近隣商業地域、商業地域、

(注) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値					
昼間	夜間				
70dB 以下	65dB 以下				

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

新幹線鉄道騒音の環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい基準として**表3-4**のとおりに定められています。

表3-4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

114十十一の 本土11	騒音	地域の類型の該当地域
地域の類型	環境基準値	地域の類型の該当地域
I	70dB以下	第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域 、第一種主居地域、第二種主居地域、準住居地域、その他の地域
П	75dB以下	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、 工業地域

なお、新幹線鉄道振動について環境基準は定められていませんが「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年3月12日環大特第32号)による指針値が70dBと定められています。

(3) 自動車騒音及び道路交通振動要請限度値

自動車騒音及び道路交通振動について、要請限度値が定められています。 自動車騒音要請限度値は**表3-5**、道路交通振動要請限度値は**表3-6**のとおりです。

表3-5 自動車騒音要請限度値

		昼間	夜間
	区域の区分	午前6時~	午後 10 時~
		午後 10 時	午前6時
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する 区域	65dB 以下	55dB 以下
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 区域	70dB 以下	65dB 以下
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下

(注)1 a区域:第一種·第二種氏層住居専用地域,第一種·第二種中高層住居専用地域

b 区域:第一種注居地域、第二種注居地域、準注居地域、その他の地域

c 区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 上表に揚げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

表 3 一 6 道路交通振動要請限度値

		昼間	夜間
	区域の区分	午前8時~	午後7時~
		午後7時	午前8時
第1種 区域	第一種・第二種氏層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、その他の地域	65dB 以下	60dB 以下
第2種 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70dB 以下	65dB 以下

第4章 地盤沈下

1 地盤沈下の監視体制 [巻末資料 P86-87参照]

本市における地盤沈下は、昭和37年頃から発生していたものと推測されます。その原因としては、昭和30年代の高度成長期の企業進出による工業用水(井水)の過剰採取等が考えられます。昭和46年に発表された国土地理院の1等水準測量結果により地盤沈下現象が急速に進んでいることが判明し、その後も毎年数センチメートルずつ沈下しました。このため、昭和48年に本市全域が神奈川県公害防止条例の地下水採取規制地域に指定され、地下水採取が抑制された結果、昭和50年に初めて停止した状態となりました。

地盤沈下の主因である地下水採取量は年々減少傾向にあり、令和4年では9,120㎡/日と令和3年(9,746㎡/日)に比べて減少していました。

本市では、地盤沈下現象を把握するため、昭和47年以来全市域(67.88 km²)の精密 水準測量調査を実施しています。本調査は、平成25年度から隔年実施になったため、 令和4年度の調査は行っておりません。

地下水位測定調査は、観測井戸4箇所で実施しました。結果は**表4-1**のとおりです。

その他、年2回地下水揚水による塩水化(塩化物イオン濃度が200 mg/Lを超える)の調査を実施しています。結果は**表4-2**のとおりです。

本市の内陸部において塩化物イオン濃度が高いのは、地下深所に閉じ込められた 化石塩水が地下水のくみ上げによってしみ出してきたものであることが分かってい ます。

2 測定結果

地下水位測定結果は、表4-1のとおりです。

表4-1 観測井戸による観測結果 (令和4年1月から12月における平均水位)

松	原	四之	宮	金	田	大 原
平均水位	Ţ.	平均水位	Ĺ	平均水位	左 (T.P.m)	平均水位
(T. P. m)		(T. P. m))	本 管	側管	(T. P. m)
1.04		1.87		7.33	7. 59	1.66

(注) (T. P. m) 東京湾平均海面 (最後のmは単位のメートルを表す。)

塩水化調査の結果、令和4年7月調査では2地点、令和5年1月調査では6地点で塩水化が認められました。結果は表4-2、調査地点は図4-1のとおりです。

表 4 - 2 令和 4 年度地下水塩水化調査結果

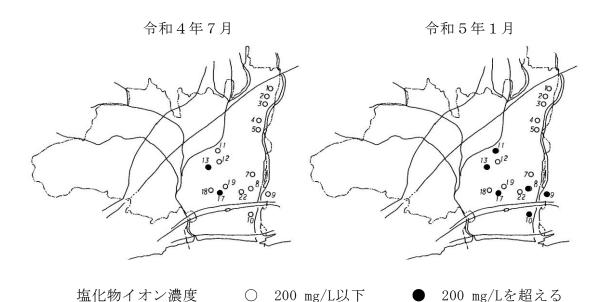
単位: mg/L

地点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
7月	8	8	9	8	9	-	32	180	12	130	130
1月	7	7	8	7	8	-	26	230	270	230	280

地点	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
7月	130	560	-	-	-	590	130	87	-	-	160
1月	110	570	-	-	-	550	90	94	-	-	160

(注) 地点No. 6 は平成21年度、地点No. 15は平成11年度、地点No. 20は平成25年度、地点No. 21 は平成28年度、地点No. 14は平成29年度(7月は調査を実施)に測定井戸を廃止した。地点No. 16は井戸の故障のため、令和4年度は調査を中止した。

図 4 一 1 地下水塩水化調査地点図



- 40 -

第5章 土壌汚染

1 土壌汚染対策の現状

土壌汚染とは、人の活動に伴って排出された有害な物質が土に蓄積されている状態を 言います。特徴は、水中や大気中と違い拡散しづらく、重金属類は土壌中に長期間留ま ることが多いという点です。また、土壌汚染は色や臭いなどでは判断できないので、汚 染しているにもかかわらず放置してしまい、汚染を拡大させてしまうこともあります。

土壌は、いったん汚染されると自然分解や希釈の効果はあまり期待できないため、過去に一度でも汚染させてしまったことが問題になってきます。特に、昔は有害物質として規制されていなかった物質については、取り扱い方によっては汚染を引き起こしている可能性があります。

そこで、土壌汚染を規制するために、典型7公害に対する最後の法律として、土壌汚染対策法が平成14年に成立し、平成15年2月15日から施行されています。法制定後、平成22年4月1日に改正法が施行され、その後、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月19日に土壌汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、第1段階が平成30年4月1日に、第2段階が平成31年4月1日に施行されました。

土壌汚染状況調査の対象となる土地は、使用が廃止された水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の土地(法第3条)、3,000m²以上(現に水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設のある土地は900m²以上)の土地の形質の変更の届出があった土地のうち、土壌汚染のおそれがあると市長が認めた土地(法第4条)、または土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると市長が認めた土地(法第5条)となっています。土壌汚染状況調査の結果、指定基準等を超える汚染が明らかとなった場合は、市長はその土地を要措置区域、形質変更時要届出区域のいずれかに指定し、公示します。区域指定を行う際の指定基準等は表5-1のとおりです。また、法に基づかない自主的な土壌調査の結果、土壌汚染が判明した場合は、土地所有者等が市長に区域の指定を申請できる制度もあります(法第14条)。

令和4年度の土壌汚染対策法の施行状況は、土壌汚染対策法第3条第1項に基づく調査結果報告が0件、ただし書の確認申請が4件、同条第7項に基づく形質の変更の届出が3件、同条第8項に基づく調査結果報告が5件、同法第4条第1項に基づく形質の変更の届出が16件、同条第2項に基づく調査結果報告が8件、同条第3項に基づく調査結果報告が1件、同法第14条に基づく指定の申請が0件となっており、調査結果の報告による同法第6条に基づく要措置区域の指定は0件、同法第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定は4件となっています。

また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という。)においても、特定有害物質使用事業所を廃止しようとする時や土地の区画形質の変更を実施する時には土壌調査等の実施が義務づけられています。ダイオキシン類対策特別措置法の第2条に定める特定施設を設置していた事業所についても、特定有害物質使用事業所と同様に、ダイオキシン類について、事業所の廃止時や土地の区画形質の変更時の調査が義務づけられています。

令和4年度の特定有害物質使用事業所の廃止に伴う県条例第59条第3項に基づく届 出及びダイオキシン類管理対象事業所の廃止に伴う県条例第63条の2第2項に基づく 届出はありませんでした。

表 5 - 1 指定基準等

	一 】 指疋基準寺 	指定	 基準		
分類	特定有害物質の種類	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	
	クロロエチレン	0.002以下		0.002以下	
	四塩化炭素	0.002以下		0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下		0.004以下	
第一	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下		0.1以下	
種	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		0.04以下	
特	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下		0.002以下	
定有	ジクロロメタン	0.02以下		0.02以下	
害	テトラクロロエチレン	0.01以下		0.01以下	
物質	1,1,1-トリクロロエタン	1以下		1以下	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下		0.006以下	
	トリクロロエチレン*	0.01以下		0.01以下	
	ベンゼン	0.01以下		0.01以下	
	カドミウム及びその化合物**	0.003以下	45 以下	0.003以下	
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05以下	
第二	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	
種特定	水銀及びその化合物	水銀 0.0005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15 以下	水銀 0.0005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	
有	セレン及びその化合物	0.01以下	150 以下	0.01以下	
害物	鉛及びその化合物	0.01以下	150 以下	0.01以下	
質	砒素及びその化合物	0.01以下	150 以下	0.01以下	
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4000以下	0.8以下	
	ほう素及びその化合物	1以下	4000 以下	1以下	
第	シマジン	0.003以下		0.003以下	
三	チオベンカルブ	0.02以下		0.02以下	
種 特	チウラム	0.006以下		0.006以下	
定	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		検出されないこと	
有害物質	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチ ルジメトン及びEPNに限 る。)	検出されないこと		検出されないこと	

[※] 令和3年4月1日からトリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物の土壌環境基準等が見直されました。

第6章 届出、立入検査、その他

1 公害関係法令の届出状況

(1) 大気汚染防止法に基づく届出状況

本市では、大気汚染防止法に基づき、工場・事業場の届出に関する事務を行っています。令和4年度の届出件数は32件で、その内訳は、ばい煙発生施設に係る届出は21件、揮発性有機化合物排出施設に係る届出は2件、一般粉じん発生施設に係る届出は1件、特定粉じん排出等作業実施に係る届出は7件、水銀排出施設に係る届出は1件でした。また、令和4年度末現在の大気汚染防止法に係る工場・事業場数は、ばい煙発生施設が92事業所、揮発性有機化合物排出施設が5事業所、一般粉じん発生施設が5事業所、水銀排出施設が5事業所です。

ア ばい煙発生施設

表 6 一 1 届出状況

単位:件

年度届出の種類	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度
設置届	3	2	4	9	5
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	1	1	2	0	0
氏名等変更届	17	19	17	12	12
廃止届	6	7	7	10	4
承継届	1	1	0	2	0
合計	28	30	30	33	21
施設を所有する工場・事業場数	102	98	99	100	92

表 6 - 2 設置状況(令和 5 年 3 月 31 日現在)

番号	ばい煙発生施設名	ばい煙発生施設	電気工作物・ガス
*	はい生元工旭政石	設置数	工作物設置数
1	ボイラー	191	0
5	金属溶解炉	7	0
6	金属加熱炉	3	0
10	反応炉	1	0
11	乾燥炉	8	0
12	電気炉	1	0
13	廃棄物焼却炉	9	0
29	ガスタービン	0	16
30	ディーゼル機関	11	61
31	ガス機関	0	11
合計		231	88

[※]番号とは大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる番号を指します。

イ 揮発性有機化合物排出施設

揮発性有機化合物(以下「VOC」という。)は、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質のひとつとされています。このため、VOCの排出を抑制することを目的として、平成16年5月に大気汚染防止法が改正され、平成18年4月からVOCの排出規制を開始しました。

表6-3 届出状況

単位:件

年度届出の種類	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度
設置届	0	0	0	0	0
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	0	0	0	0	0
氏名等変更届	2	2	4	1	2
廃止届	0	1	1	0	0
承継届	1	1	0	0	0
合計	3	4	5	1	2
施設を所有する工場・事業場数	6	6	5	5	5

表 6 一 4 設置状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

番号 ※	VOC排出施設名	VOC排出施設 設置数
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の 製造に供する乾燥施設	4
2	塗装施設 (吹付塗装に限る。)	4
3	塗装に供する乾燥施設	1
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、 はく離紙又は包装材料の製造に係る乾燥施設	1
合計		10

[※]番号とは大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる番号を指します。

ウ 一般粉じん発生施設

表6-5 届出状況

単位:件

年度届出の種類	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度
設置届	0	0	0	0	1
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	0	0	0	0	0
氏名等変更届	0	2	0	0	0
廃止届	0	0	0	0	0
承継届	0	0	0	0	0
合計	0	2	0	0	1
施設を所有する工場・事業場数	4	4	4	4	5

表 6 - 6 設置状況(令和 5 年 3 月 31 日現在)

単位:件

番号	一般粉じん発生施設名	一般粉じん発生施設
※		設置数
2	堆積場	2
3	ベルトコンベア・バケットコンベア	4
4	破砕機・摩砕機	3
5	ふるい	1
合計		10

[※]番号とは大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる番号を指します。

エ 特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業実施届出書が提出されたアスベスト除去工事については、 飛散防止対策の状況を確認するため、養生完成時に立入検査を実施し、指導を行っ ています。また、必要に応じて周辺環境調査を実施しています。令和4年度は7件 の作業実施届出に対して、延べ11回の立入検査を実施しました。

表6-7 届出状況

年度届出の種類	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
特定粉じん排出等作業実施届	13	14	12	7	7
立入検査	26	24	16	10	11

⁽注) 現在、市内において特定粉じん発生施設を設置している事業所はありません。

才 水銀排出施設

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保することを目的として、平成30年4月に大気汚染防止法が改正され、水銀排出施設に係る届出制度が創設されました。

表6-8 届出状況

単位:件

年度届出の種類	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
設置届	0	0	0	0	0
使用届	6	0	0	0	0
構造等変更届	2	0	0	0	0
氏名等変更届	1	0	0	0	1
廃止届	0	0	2	0	0
承継届	0	1	0	0	0
合計	9	1	2	0	1
施設を所有する工場・事業場数	6	6	5	5	5

表 6 - 9 設置状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

番号 ※	水銀排出施設名	水銀排出施設 設置数
8	廃棄物焼却炉	9
合計		9

[※]番号とは大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる番号を指します。

(2) 水質汚濁防止法に基づく届出状況

本市では、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場の届出に関する事務を行っています。令和4年度の届出件数は116件でした。また、水質汚濁防止法に係る特定事業場数は、令和4年度末現在で289事業場です。

表 6-10 届出状況

年度届出の種類	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
設置届	14	22	19	28	26
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	12	25	27	24	12
氏名等変更届	21	25	33	24	41
使用廃止届	21	19	30	22	27
承継届	2	2	0	2	10
合計	70	93	109	100	116
特定事業場の総数	301	299	290	291	289

表6-11 特定施設の種類ごとの設置事業場数(令和5年3月31日現在) 単位:件

番号 ※1	特定施設の種類	事業場数 ※2
$\frac{1}{2}$	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	9
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	7
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	1
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈 でんそう	2
10	飲料製造業の用に供する施設	2
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	4
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	9
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	2
23Ø2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	3
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	5
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1
30	発酵工業の用に供する施設	1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	2
40	脂肪酸製造業の用に供する施設	1
41	香料製造業の用に供する施設	1

第28号から前号に掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	46		8
53			
55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント 4 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 2 非鉄金属製造業の用に供する施設 1 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に			1
60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 2	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1
62 非鉄金属製造業の用に供する施設	55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	4
 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設 66の3 旅館業の用に供する施設 66の4 共同調理場に設置されるちゅう房施設(総床面積500m²未満の事業場を除く。) 66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積360m²未満の事業場を除く。) 66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積420m²未満の事業場を除く。) 66の6 除く。) 67 洗濯業の用に供する洗浄施設 68 写真現像業の用に供するきのに設置される施設 71 自動式車両洗浄施設 71 自動式車両洗浄施設 71 自動式車両洗浄施設 71の2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 72 し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 22 73 下水道終末処理施設 	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	2
63 供する施設 26 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 26 66 電気めっき施設 6 66の3 旅館業の用に供する施設 5	62	非鉄金属製造業の用に供する施設	1
65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設 66の3 旅館業の用に供する施設 66の3 旅館業の用に供する施設 56の4 共同調理場に設置されるちゅう房施設(総床面積500m²未満の事業 場を除く。) 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積36 0m²未満の事業場を除く。) 46の6 飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積420m²未満の事業場を除く。) 67 洗濯業の用に供する治療施設 63 写真現像業の用に供する自動式フイルム現像洗浄施設 568の2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 370の2 自動車特定整備事業の用に供する洗車施設 1 自動式車両洗浄施設 65 71の2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 1 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 4 し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 2 下水道終末処理施設 (処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 2 下水道終末処理施設 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	63		3
66 電気めっき施設 6 66の3 旅館業の用に供する施設 6 66の4 共同調理場に設置されるちゅう房施設(総床面積500m²未満の事業 場を除く。) 66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積36 0m²未満の事業場を除く。) 66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積420m²未満の事業場を除く。) 66の6 た濯業の用に供する洗浄施設 63 68 写真現像業の用に供する自動式フイルム現像洗浄施設 5 68の2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 3 70の2 自動車特定整備事業の用に供する洗車施設 1 71 自動式車両洗浄施設 65 71の2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 1 71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 1 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 4 72 し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 2 73 下水道終末処理施設 1	65		26
66の3 旅館業の用に供する施設 66の4	66		
共同調理場に設置されるちゅう房施設(総床面積500m²未満の事業 場を除く。)		**	6
場を除く。)	66 <i>の</i> 4	共同調理場に設置されるちゅう房施設(総床面積500m ² 未満の事業	2
66の5 0m²未満の事業場を除く。) 4 66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積420m²未満の事業場を除く。) 4 67 洗濯業の用に供する洗浄施設 63 68 写真現像業の用に供する自動式フイルム現像洗浄施設 5 68の2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 3 70の2 自動車特定整備事業の用に供する洗車施設 1 71 自動式車両洗浄施設 65 71の2 税学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 22 71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 1 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 4 72 し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 2 73 下水道終末処理施設 1			
0m²未満の事業場を除く。) 66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積420m²未満の事業場を除く。) 67 洗濯業の用に供する洗浄施設 63 68 写真現像業の用に供する自動式フイルム現像洗浄施設 5 68の2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 3 70の2 自動車特定整備事業の用に供する洗車施設 1 71 自動式車両洗浄施設 65 71の2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 1 71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 1 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 4 72 し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 2 73 下水道終末処理施設 1	66Ø5		4
66の6 除く。) 67 洗濯業の用に供する洗浄施設 63 68 写真現像業の用に供する自動式フイルム現像洗浄施設 5 68の2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 3 70の2 自動車特定整備事業の用に供する洗車施設 1 71 自動式車両洗浄施設 65 71の2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 1 71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 1 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 4 72 し尿処理施設 (処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 2 73 下水道終末処理施設 1	00120	0m ² 未満の事業場を除く。)	
68 写真現像業の用に供する自動式フイルム現像洗浄施設 5 68の2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 3 70の2 自動車特定整備事業の用に供する洗車施設 1 71 自動式車両洗浄施設 65 71の2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 22 71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 1 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 4 72 し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 2 73 下水道終末処理施設 1	66 <i>0</i> 76		4
68の2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 3 70の2 自動車特定整備事業の用に供する洗車施設 1 71 自動式車両洗浄施設 65 71の2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 22 71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 1 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 4 72 し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 2 73 下水道終末処理施設 1	67	洗濯業の用に供する洗浄施設	63
70の2 自動車特定整備事業の用に供する洗車施設 1 71 自動式車両洗浄施設 65 71の2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 22 71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 1 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 4 72 し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 2 73 下水道終末処理施設 1	68	写真現像業の用に供する自動式フイルム現像洗浄施設	5
71自動式車両洗浄施設6571の2科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設2271の3一般廃棄物処理施設である焼却施設171の5トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設472し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。)273下水道終末処理施設1	68 <i>の</i> 2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	3
71の2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 22 71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 1 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 4 72 し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 2 73 下水道終末処理施設 1	70の2	自動車特定整備事業の用に供する洗車施設	1
71の2境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設2271の3一般廃棄物処理施設である焼却施設171の5トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設472し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。)273下水道終末処理施設1	71	自動式車両洗浄施設	65
境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設171の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設472 し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。)273 下水道終末処理施設1		科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環	
71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンに よる洗浄施設 4 72 し尿処理施設 (処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 2 73 下水道終末処理施設 1	71 <i>の</i> 2	境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	22
71の5 よる洗浄施設 4 72 し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 2 73 下水道終末処理施設 1	71 <i>の</i> 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1
よる洗浄施設 72 し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。) 2 73 下水道終末処理施設 1	5 4 0 5		
73 下水道終末処理施設 1	71005	よる洗浄施設	4
	72	し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。)	2
	73	下水道終末処理施設	1
14 特疋事美場から排出される水の処埋施設	74	特定事業場から排出される水の処理施設	3
'	合計		289

^{※1} 番号とは水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる番号を指します。

^{※2} 事業場数は、一つの事業場で数種類の特定施設を設置している場合には、主要な特定施設 の欄にのみ計上しています。

(3) 騒音規制法に基づく届出状況

特定工場等から発生する騒音は、騒音規制法により規制されています。令和4年度の届出件数は30件でした。市内の特定工場数は、令和4年度末現在で349工場です。

また、建設工事のうち著しい騒音を発生するとして政令に定める作業については、 特定建設作業として規制されています。令和4年度の騒音規制法に係る特定建設作業 実施届出件数は75件でした。

表 6 - 12 届出状況

単位:件

<u> </u>						十四・日
届出の種類	年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度
設置届		2	2	1	4	4
使用届		0	0	0	0	0
数変更届		0	0	0	0	1
防止の方法変更届		0	0	0	1	0
承継届		1	0	1	0	1
氏名等変更届		11	18	8	21	22
使用全廃届		0	4	3	5	2
小計		14	24	13	31	30
特定建設作業実施届		47	58	56	75	75
合計		61	82	69	106	105
特定工場等総数		352	350	348	347	349

表 6 - 13 設置状況(令和 5 年 3 月 31 日現在)

番号 ※1	特定施設の種類	特定施設設置数※2	設置工場数※3
1	金属加工機械	304	73
2	空気圧縮機等	1,005	168
3	土石用又は鉱物用の破砕機等	21	5
5	建設用資材製造機械	10	6
6	穀物用製粉機	2	1
7	木材加工機械	71	25
9	印刷機械	110	34
10	合成樹脂用射出成形機	239	37
合計		1,762	349

- ※1 番号とは騒音規制法施行令別表第1に掲げる番号を指します。
- ※2 特定施設設置数は、施設の除却等の変更に伴う届出を要しない場合があり実際の設置数と は異なることがあります。
- ※3 工場数は、一つの工場で数種類の特定施設を設置している場合には、主要な特定施設の欄に のみ計上しています。

(4) 振動規制法に基づく届出状況

特定工場等から発生する振動は、振動規制法により規制されています。令和4年度の届出件数は25件でした。市内の特定工場数は、令和4年度末現在で201工場です。

また、建設工事のうち著しい振動を発生するとして政令に定める作業については、 特定建設作業として規制されています。令和4年度の振動規制法に係る特定建設作業 実施届出件数は45件でした。

表 6-14 届出状況

単位:件

届出の種類	年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
設置届		2	2	1	3	3
使用届		0	0	0	0	0
数変更届		1	2	1	2	2
使用の方法変更届		0	0	0	0	0
防止の方法変更届		0	0	0	1	1
承継届		0	0	0	0	1
氏名等変更届		5	10	4	14	16
使用全廃届		0	3	4	4	2
小計		8	17	10	24	25
特定建設作業実施届		26	38	30	41	45
合計		34	55	40	65	70
特定工場等総数		205	204	201	200	201

表 6 - 15 設置状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

番号 ※ 1	特定施設の種類	特定施設設置数※2	設置工場数※3
1	金属加工機械	476	87
2	圧縮機	315	76
3	土石用又は鉱物用の破砕機等	23	3
5	コンクリートブロックマシン等	2	1
7	印刷機械	21	9
9	合成樹脂用射出成形機	263	25
合計		1, 100	201

^{※1} 番号とは振動規制法施行令別表第1に掲げる番号を指します。

^{※2} 特定施設設置数は、施設の除却等の変更に伴う届出を要しない場合があり実際の設置数と は異なることがあります。

^{※3} 工場数は、一つの工場で数種類の特定施設を設置している場合には、主要な特定施設の欄に のみ計上しています。

(5) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出状況

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律において、該当する施設がある、若しくは一定規模以上の特定工場には、管理者、及び統括者等を設置する義務があります。本市では、ダイオキシン類対策特別措置法に係る施設以外の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出に関する事務を行っています。令和4年度末現在の届出特定工場数は39件です。

表 6 - 16 届出状況

単位:件

年度 届出	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4 年度
公害防止統括者選任	8	10	7	3	7
公害防止統括者解任	8	10	6	3	7
公害防止統括者の代理者選任	11	4	6	5	11
公害防止統括者の代理者解任	11	4	5	5	11
公害防止管理者選任	3	1	5	10	8
公害防止管理者解任	3	1	3	12	8
公害防止管理者の代理者選任	8	2	12	6	6
公害防止管理者の代理者解任	9	2	10	9	6
合計	61	34	54	53	64
届出特定工場数	41	41	41	39	39

表 6-17 選任状況

単位:人

年度選任の種類	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度
公害防止統括者	34	34	35	35	35
公害防止統括者の代理者	33	33	34	34	34
公害防止管理者	49	50	52	50	50
公害防止管理者の代理者	44	44	46	43	43
合計	160	161	167	162	162

(6) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく申請・届出の状況

本市では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所の申請・届出に 関する事務を行っています。神奈川県生活環境の保全等に関する条例に係る指定事業所 数は、令和4年度末現在で426事業所です。

表6-18 申請・届出の件数

単位:件

年度申請・届出	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度
設置許可	0	2	1	2	2
変更許可	27	39	32	29	30
廃止届	5	12	11	14	9
廃止確認	0	0	0	0	0
指定事業所数	465	455	445	433	426

(7) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく石綿排出等工事の規制

神奈川県生活環境の保全等に関する条例が令和3年10月1日に改正され、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等が使用されている建築物等の解体等工事が規制の対象となりました。大気汚染防止法に基づく届出対象特定粉じん排出等作業と該当要件は同一であり、同法を補完する内容となっているため、立入検査等は同時実施としています。

令和4年度の施行状況は、同条例第52条の5第1項に基づく管理計画等の届出が7件、同条例第52条の6に基づく作業完了報告が4件となっています。

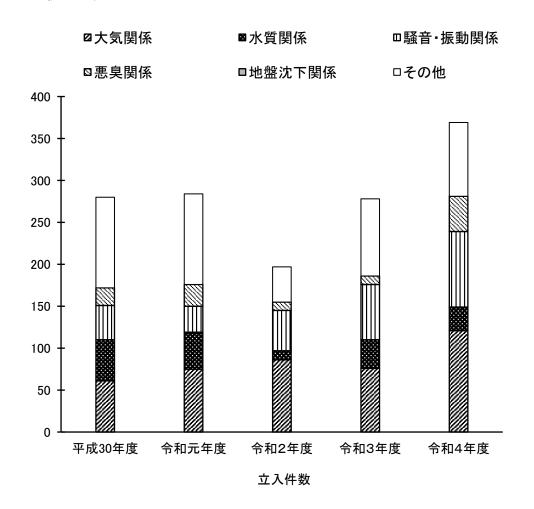
2 立入検査状況

各種公害関係法令に基づき工場・事業場への立入を行い、施設の設置状況、稼働状況等を検査しています。

表6-19 立入検査の状況

年度 分類	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4 年度
大気関係	61	75	86	76	121
水質関係	49	44	11	34	28
騒音・振動関係	41	31	48	66	90
悪臭関係	21	26	10	10	42
地盤沈下関係	0	0	0	0	0
その他	108	108	42	92	88
合計	280	284	197	278	369

図 6 - 1 立入検査の状況



3 その他

(1) 公害防止協定

本市では、公害が発生するおそれのある大規模事業者と市との間で、法令に基づく公害防止対策のほかに紳士協定とも言うべき公害防止協定や覚書を取り交わし、自己管理を徹底させることによって地域の環境保全に努めています。

また、平成9年から分譲が始まった平塚市東豊田工業団地に立地する企業について も公害防止協定を締結しています。

令和4年度末現在の公害防止協定等の締結状況は、協定を39社と、覚書を2社と 取り交わしています。

第7章 公害苦情

1 苦情の概要 [巻末資料 P88-90 参照]

公害苦情には、屋外焼却行為(野焼き等)のばい煙による大気汚染や悪臭、飲食店のカラオケ騒音、建設作業現場や工場・事業場の機械に由来する騒音・振動等以外にも、河川における魚の死亡事故や河川・水路・道路側溝へ油等が流入する水質事故が含まれています。

令和4年度の苦情件数は令和3年度と同数の101件でした。種類別では大気汚染に関する苦情が増加し、騒音、悪臭及び水質汚濁に関する苦情は微減となっています。苦情件数が最も多い騒音に関する苦情は、隣接する事業場の作業音によるもの等、被害が局地的に発生するケースが多く寄せられています。また、悪臭に関する苦情は、住居系地域で多く発生していますが、発生源が不明の苦情が増加しています。

なお、用途地域別では住居系地域における公害苦情が最も多く発生しています。

図7-1 令和4年度受付公害苦情の種類別・用途地域別件数

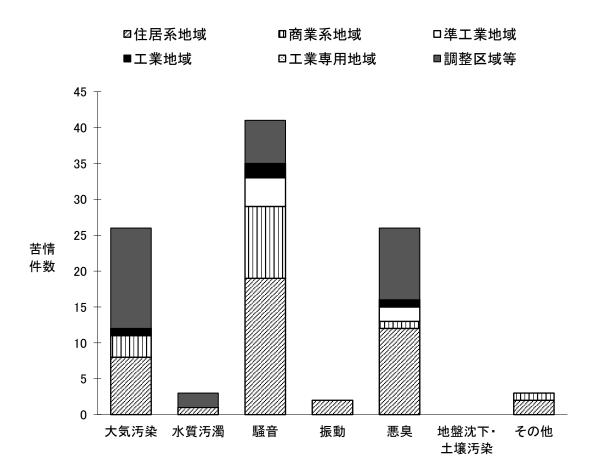


図7-2 苦情種類別経年変化

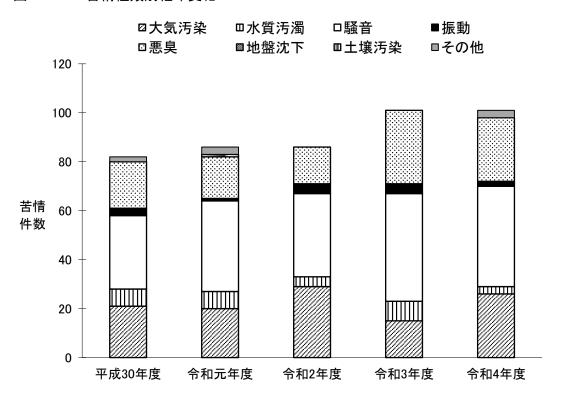


図7-3 苦情用途地域別経年変化

